

令和4年度

少子化の状況及び
少子化への対処施策の概況

子ども・若者の状況及び
子ども・若者育成支援施策の実施状況

子どもの貧困の状況及び
子どもの貧困対策の実施状況

<概要>

こども家庭庁

この文書は、別表のとおり、少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）第 9 条第 1 項、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 6 条第 1 項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、報告を行うものである。

（別表）

	資料中の該当部分
少子化社会対策基本法第 9 条第 1 項の規定に基づく令和 4 年度の少子化の状況、子ども・若者育成支援推進法第 6 条第 1 項の規定に基づく令和 4 年度の子ども・若者の状況及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に基づく令和 4 年度の子どもの貧困の状況	第 1 部
少子化社会対策基本法第 9 条第 1 項の規定に基づく令和 4 年度の少子化に対処するために講じた施策の概況	第 2 部
子ども・若者育成支援推進法第 6 条第 1 項の規定に基づく令和 4 年度の子ども・若者育成支援施策の実施の状況	第 3 部
子どもの貧困対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に基づく令和 4 年度の子どもの貧困対策の実施の状況	第 4 部

令和4年度「少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」、
「子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」
及び「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施状況」について
(概要)

こども家庭庁

1. 趣旨

- 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）（以下「3基本法」という。）については、令和5年4月のこども家庭庁の設置に伴い、内閣府からこども家庭庁に移管されたところ。
- 3基本法において、毎年、各施策の実施状況等に関する報告を国会に提出しなければならない旨が規定されているところ、令和4年度（こども家庭庁発足前）の状況について、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）及び子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）の柱建てに沿って取りまとめ、国会に対し報告を行うもの（冊子としては1冊）。

2. 構成

- 第1部 子ども・若者や子育て当事者を取り巻く現状
- 第2部 少子化への対処施策の概況
 - 第1章 重点課題
 - 第2章 ライフステージの各段階における施策
- 第3部 子ども・若者育成支援施策の実施状況
 - 第1章 全てのこども・若者の健やかな育成
 - 第2章 困難を有するこども・若者やその家族の支援
 - 第3章 創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援
 - 第4章 こども・若者の成長のための社会環境の整備
 - 第5章 こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援
 - 第6章 施策の推進体制等
- 第4部 子どもの貧困対策の実施状況
 - 第1章 重点施策
 - 第2章 こどもの貧困に関する調査研究等
 - 第3章 施策の推進体制等

以上

- 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第9条第1項、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第6条第1項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、2022年度（こども家庭庁発足前）の状況について、国会に対し報告を行うもの（※）。
- 第1部は、こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状について記載。第2部以降は、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）及び子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）の柱建てに沿い、それぞれの関連施策の実施状況について、2022年度に講じたものを中心に記載。

◆各法律に規定する報告事項に係る対応

報告事項	該当部分
少子化社会対策基本法第9条第1項の規定に基づく令和4年度の少子化の状況、子ども・若者育成支援推進法第6条第1項の規定に基づく令和4年度の子ども・若者の状況及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第7条第1項に基づく令和4年度の子どもの貧困の状況	第1部
少子化社会対策基本法第9条第1項の規定に基づく令和4年度の少子化に対処するために講じた施策の概況	第2部
子ども・若者育成支援推進法第6条第1項の規定に基づく令和4年度の子ども・若者育成支援施策の実施の状況	第3部
子どもの貧困対策の推進に関する法律第7条第1項に基づく令和4年度の子どもの貧困対策の実施の状況	第4部

（※）こども家庭庁の発足に伴う業務移管前においては、内閣府において実施。

第1部（こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状）

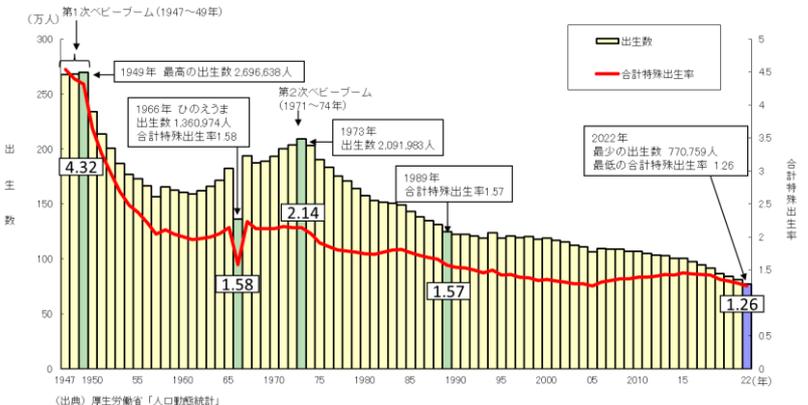
（主なポイント）

- ・ 各般の施策の充実を図る取組により、家族関係社会支出の対GDP比は1.13%（2013年度）から2.46%（2021年度）まで上昇。
- ・ 出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない。2022年の出生数は77万759人で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率は1.26と過去最低。少子化トレンドの反転のため、若い世代が将来に明るい希望をもてる社会を作ることが不可欠。
- ・ 国民生活基礎調査に基づく、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%（2021年）となっており、特にひとり親家庭の貧困率は44.5%（同年）と高い。また、「自分自身に満足している」こども・若者の割合は半数を下回り、諸外国と比べ低い状況。多様な指標を参照しつつ、日本社会に根差したこども・若者のウェルビーイングの向上を図ることが重要。

◆家族関係社会支出の推移



◆出生数と合計特殊出生率の推移



第2部（少子化への対処施策の概況）

第1章 重点課題

結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる／多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える／地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める／結婚、妊娠・出産、こども・子育てに温かい社会をつくる／科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

第2章 ライフステージの各段階における施策

結婚前／結婚／妊娠・出産／子育て

第4部（子どもの貧困対策の実施状況）

第1章 重点施策

教育支援／生活の安定に資するための支援／保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援／経済的支援

第2章 こどもの貧困に関する調査研究等

第3章 施策の推進体制等

第3部（子ども・若者育成支援施策の実施状況）

第1章 全てのこども・若者の健やかな育成自己形成のための支援／こども・若者の健康と安心安全の確保／若者の職業的自立、就労等支援／社会形成への参画支援

第2章 困難を有するこども・若者やその家族の支援

こども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実／困難な状況ごとの取組／こども・若者の被害防止・保護

第3章 創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援

グローバル社会で活躍する人材の育成／イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成／地域づくりで活躍する若者の応援／国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

第4章 こども・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築／子育て支援等の充実／こども・若者を取り巻く有害環境等への対応／多様な柔軟な働き方の推進／こども・若者育成支援への投資の促進

第5章 こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

データ共有による新たな担い手の確保／地域における多様な担い手の養成／専門性の高い人材の養成・確保／情報通信技術を活用した担い手の支援

第6章 施策の推進体制等

こども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有／広報啓発等／国際的な連携・協力／施策の推進等

（※）本国会報告では、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いている。

① 法令に根拠がある語を用いる場合、② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）、③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合